

第二章 總 則

第一條

本組合は、本市の衛生、保健、福利、教育、文化、スポーツ、その他市民生活の向上に資することを目的として、本市の市民及び本市に在住する外国人を会員とし、これを組織し、その共同の利益を追求し、その福利を促進することを旨とする。

第二條 本組合は、本市の市民及び本市に在住する外国人を会員とし、これを組織し、その共同の利益を追求し、その福利を促進することを旨とする。

第三條 本組合は、本市の市民及び本市に在住する外国人を会員とし、これを組織し、その共同の利益を追求し、その福利を促進することを旨とする。

第四條 本組合は、本市の市民及び本市に在住する外国人を会員とし、これを組織し、その共同の利益を追求し、その福利を促進することを旨とする。

第三章 組織

第五條

本組合は、本市の市民及び本市に在住する外国人を会員とし、これを組織し、その共同の利益を追求し、その福利を促進することを旨とする。

第六條 本組合は、本市の市民及び本市に在住する外国人を会員とし、これを組織し、その共同の利益を追求し、その福利を促進することを旨とする。

第七條 本組合は、本市の市民及び本市に在住する外国人を会員とし、これを組織し、その共同の利益を追求し、その福利を促進することを旨とする。

第八條 本組合は、本市の市民及び本市に在住する外国人を会員とし、これを組織し、その共同の利益を追求し、その福利を促進することを旨とする。

財団法人協同會大阪支所

第十二條 本組合の機關ヲ左ノ三種トス

大會 委員會 役員會

第十三條 大會ハ役員支部長及ビ各支部選出ノ代議員ヲ以テ組織シ毎年一回組合長之ヲ招集シ本組合ノ重要事項ヲ協議決定ス

但シ役員會又ハ組合員二分ノ一以上ノ請求アリタル場合組合長ハ臨時大會ヲ召集スルコトヲ得

第十四條 委員會ハ大會及役員會ノ決議ヲ執行スル執行機關トス

第六章 役員

第十五條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

組合長一名 財政一名 財政監査二名

主事一名 法律顧問一名

第十六條 役員ハ總メテ大會ニ於テ選舉シ組合長ハ本組合ノ全般ノ事務ヲ處理遂行シ財政ハ組合財政ヲ掌リ財政監査ハ